

具体的にどういうことをできるかについては、9ページに幾つか考えられる案が示されております。育児休業は今民間企業の場合は1年間とれることになっておりますが、その期間は保険料の免除制度として、次世代育成支援の一環で実施されています。これを拡充する際には、育児休業をとらずに働いている人、子供を育てながら短時間労働者になった人について、やはり支援すべきではないかと思えます。子供が3歳になるぐらいまでは、短時間労働者に移って、賃金が低くなった人については、短時間労働になる前のフルタイムで働いていた時の賃金をベースにして保険料を払っているとみなし、年金にカウントするというような配慮が一つ考えられるのではないかと思います。以上は第2号の方についてです。

第1号の方についても、やはりそこは一定の配慮をする、あるいは支援をするというようなことも考えてもいいのではないかと思います。そういう意味では、子供を育てながら自営業等で働いている方には、子どもが3歳になるぐらいまで、配慮措置を講じるべきだと思います。保険料を免除するというのはなかなか難しいと思いますので、学生納付特例と同じような制度をとり、その期間は保険料の納付の延納を認め、子どもが3歳以降で働くようになったら、そこで追納するというような制度を考えてもいいのではないかと考えています。

○宮島部会長

ほかにいかがですか。杉山委員。

○杉山委員

小島委員の考え方に基本的に賛成ですけれども、育休を取得されていらっしゃる方は、この資料で見ても分かるように増えているということと、子育てに専念している家庭よりも、働きながら子育てをしている家庭の方が出生率が高いというような結果も出ていることを考えますと、こちらの資料にありました保険料免除や、雇用保険の育児休業給付など、そうした育休中の次世代支援が相当有効だと考えられるわけです。そうであれば、この拡充策として考えられる案として、①、②のような育休中の更なる拡大をまず進めていくことが順当であろうと思われれます。特に、お子さんが1歳になって、職場に戻りましょうといっても、保育園の空きがなくて、待機児にならざるを得ないというような状況の中では、育休を短縮する方法をとらざるを得ないわけですが、それよりは、もう少し育休を延長して、4月を待って入所できるように、その時間の猶予を厚生年金の方でも配慮する必要があると思います。

もう一点、質問なんですけれども、資料4-1の12ページにあります第1号被保険者に関するところなんです。一番下の「○」のところで、「保険料免除については、負担能力を問わずに、育児期間中であることのみをもって全国民共通の基礎年金に係る保険料負担を要しないこととすることが適当か」と書いてあるわけなんです。私にはよく分からなかったので御説明いただけますでしょうか。

○木倉年金課長

現在の国民年金には、全額免除、半額免除という仕組みを入れておりますけれども、これは負担能力である収

入の状況を見させていただいて免除の基準に当たるかどうかという判断をさせていただいております。1号の中には自営業等をなさっている方、もともと働いていらっしやらなかった方等、様々いらっしやいますので、育児休業期間であるからということだけで、負担能力なしということを当然に前提として置いていいのかどうかという点がございませう。一般的な免除の場合と同じように、その方の住民税情報、所得税情報のようなものを基準にして、収入の状況を見させていただいて免除をするというような考え方になるのかどうか、その辺を御議論いただきたいという意味で出させていただいております。

○吉武年金局長

通常、世帯の所得で見ますから、例えば、御夫婦で自営業をしておられて、奥様が出産されて育児をされても、御主人の仕事の全体が減らなければ所得は下がらないケースが多いわけですね。そうしますと、半額免除にはならないわけですね。出産、育児の際に自営業の収入が減ることにそれによって間接的に半額免除となる可能性はありますが、このように所得に対応して免除の裁定をしていますので、所得に関係ない理由で免除するというのが果たして適当かどうか、そういうこととございませう。

○宮島部会長

自営業の税制で言いますと、青色専従者給与制度が適用されているかいないかで判定できると思っておりますが、年金制度の場合は判定が難しくなるのかなという気がいたします。ほかに、堀さんどうぞ。

○堀委員

私も小島さんが前段で述べた少子化対策、次世代育成支援について、年金制度としてできることをやるという点は賛成です。育児休業中の育児休業給付という支援を充実するという手も一つなんですけど、先ほど少し説明がありましたように、毎年120万人子供が生まれる中、育児休業をとる人が7万人で、その他の人は離職しています。そのほか自営業者も育児休業の対象となりますが、育児休業中の配慮を拡充しても、その程度の育休取得者数なら余り効果はないということになります。なぜやめるかということ、やはり子育てと仕事が両立できないという社会経済、あるいは雇用の問題があるからです。私はそこを解決するのが中心だろうと思っております。

年金制度で育児支援をやるとすれば、そういう理由で仕事をやめた人について、年金制度で不利にならないように援助するというのが筋ではないかと思っております。今は3号制度という形でやっている面があるのですが、2号でやめた場合にどうするか、それから1号をどうするかといった点が問題になります。具体的な案というのはまだ持っているわけではないんですが、論点は育児休業をとらずにやめた人に対して、どう手当するかということではないかと思っております。

○宮島部会長

ほかにいかがでしょうか。井手委員。

○井手委員

これまでの次世代育成支援の議論のときに、申し上げた意見と変わっていないのですが、やはり、年金制度の中で少子化対策を行うということに効果が本当にあるのかというのが疑問です。これまでの育児休業中の保険料免除ですとか、あるいは育児休業給付金ですとか、かなり手厚くされてきたにもかかわらず少子化が進行しているということは、何か別の原因があるのではないかと私自身は思っております。そういう意味では次世代、将来の支え手を増やすために、これが効果的であるかについては疑問であるということと、やはり非常に変化の激しい企業の実態から見まして、きちんと育休をとって復帰するという形の働き方も当然あるわけですが、晩婚化・晩産化の中、子育ての年齢が上がり、責任の重い仕事についている人が、休んで子育てをできることを大変ありがたいと思うとも限らないと思います。そういう意味では、どんな形でも就業を継続することに、むしろ社会的なサポートをすることが次世代育成の支援になるというふう考えられます。また、免除ということは、働き続けている誰かがその分負担しているということになりますので、この優遇策というものをこの年金制度の中でどこまでやるかというのは、バランスの面から見なくてはいけないのではないかと思います。

○宮島部会長

ありがとうございます。ほかに何かございますか。

○神代部会長代理

質問ですが、資料4-2の、31ページあたりにドイツ、フランスの例が出ております。私は非常にフランスの制度はいいなと思っているんですけど、「子1人につき2年の期間加算」と出ておるんですが、保険料はどうなっているのでしょうか。フランスはたしか二分二乗、N分N乗で保険料をとっていると思いますが、育児期間も奥さんは保険料は払い続けるのでしょうか。もし分かったら教えてください。

○木倉年金課長

その点は確認して、また御報告をさせていただきます。

○宮島部会長

もうお一人、山口委員どうぞ。

○山口委員

12ページの(5)の「○」のところに「育児を公的年金制度への貢献と積極的に評価して」フレーズがありますが、こういう視点で次世代支援を考えるべきではないと申し上げておきたいと思います。公的年金にとっただけではなくて、たくさんの子供が育っていくということは重要ですけど、この視点は偏っているのではないかと思います。

ただ、井手委員もおっしゃっていましたが、次世代育成支援のためのインフラ整備、企業の中での企業のサポート、あるいは地域の環境整備等が必要になってくると思います。やはり、ここでぜひ実行しなくてはいけないと思っているのは、先ほどから出ていますように、育児をするということが不利にならないという視点での

対応です。具体的には、短時間労働者にならざるを得なかったような状態、あるいはやめざるを得なかったというような状況への配慮です。どこまで広げるかということもございますけれども、特に、勤労者の立場から言いますと、短時間労働者になるということは、育児休業をとれず、経済的な理由で働き続けなくてはならないという理由もかなりあるわけですので、ぜひ、そこに例として出ているような対応をしていただくと同時に、それに相当するような配慮を働き続けられないでやめてしまった人にも行う方向で検討をしていただければと思います。以上です。

○宮部部会長

ありがとうございました。それでは、後ほど申し上げますが、まだこの論点については、ご意見をいただく機会がございますので、とりあえず、今日の議論はここまでにしておきたいと思います。それでは5分ほど小休止をいたします。45分にはきちんと再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

○宮島部会長

今年に入りましてから、給付と負担の在り方について、何回か議論を続けてまいりました。まだ中間的な総括ができるという状況では必ずしもございませんけれども、今回の議論で最も重要な部分でございますし、先ほどのお話のように、ほかの政府関係のいろいろな会議や審議会でも議論が並行して行われ、また内閣府の世論調査、有識者調査等の結果も出ましたので、この段階で一旦中間的な整理をしておきたいと思います。これはあくまで整理でございまして、決して何らかの方向性を打ち出すということではございません。

昨年の10月に行いましたように、委員名の入った形で、こういったさまざまな議論が委員から述べられ、あるいは意見書の形で出されておりますという整理でございます。これに、世論調査などの結果なども付け加えながら、事務局の方からまず説明していただきまして、その後、整理の仕方について御議論いただきたいと思っております。

それでは、事務局よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長

それでは、資料5-1と、資料6「年金改革に関する有識者調査」、資料7「公的年金制度に関する世論調査」、これを併せてごらんいただきたいと思います。あちこち行き来しますが御了承いただきたいと思います。

まず、資料5-1「給付と負担の在り方に関する意見の整理」でございます。これは給付と負担の関係について、左側に論点を立てまして整理をいたしております。昨年の秋の時点で一回大枠の整理をやっておりますが、今年に入りましてから、マクロ経済スライドについて更に御議論いただいておりますので、併せて全体の整理を行ったということでございます。

まず、論点の①番目は、少子化の進行等の社会経済情勢の変化を踏まえて給付と負担を見直す方法について、

どのように考えるかということでございます。これにつきまして、当然、意見の対立があるわけではございますが、給付水準を維持するべきであるとする意見の中には、現行の給付水準維持の制度に加え、制度体系そのものを変更して税方式を導入し、給付水準を維持するべきという御意見もあります。

それから、もう一方の軸は、保険料を固定することに賛成する意見ですが、更に、保険料固定方式を採用した上で、現行の体系の中でももう少しやることがあるのではないかと御意見も幾つかあるわけでありまして。

有識者調査 14 ページ、世論調査では 35 ページを御覧いただきたいのですが、有識者調査では、問 2 では、人口や経済の変動に応じて給付と負担を見直す方法についてどういう方法がいいと思いますかという問いを立てまして、給付水準維持方式、これは従来方式である給付負担双方の見直し方式、それから最終的な保険負担を固定して給付は自動調整という選択肢を示し、保険料固定、給付自動調整について過半数には達していませんが、一番賛成が多くなっています。

それから、世論調査の 35 ページであります。そのやり方について、有識者調査ほどの具体性のある質問ではございませんけれども、この一番上の文章を記載したカードを調査対象者に見せまして、はっきり読んでいただいて答えをいただいたというものでございます。これは 33 ページの「今後の公的年金の給付と負担のあり方について」という問いに続けて行ったものですので、その前の問いを御覧いただきますと、一番多い回答は、保険料負担は重くなるのはしょうがないけれども、ある程度給付の引下げもやってほしいというものです。これに続けて、給付水準の自動調整についてどう思うかということについて聞いたものが、こちらの 35 ページということになりますが、この意見に対して「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた方が全体では合わせて 45% ぐらいの数字となっています。

それから、5-1 に戻りますけれども、論点の 2 枚目でございますが、将来の最終的な保険料水準についてどう考えるべきかということでございます。これにつきましては、この部会の中では 20% 程度、あるいは 20% を下回る水準、また税方式導入を絡めての意見として、税方式導入のあかつきには、20% を下回る保険料水準でも給付水準は維持可能というご意見があります。

有識者調査の 15 ページをごらんいただきますと、最終的な負担の限界につきまして、具体的なパーセンテージを挙げて聞いております。年収の 20% 程度まで負担することではいいのではないかと御意見が 59% で非常に高い数字になっております。18% 支持の御意見は 17% ですが、2 割程度というのは、こちらかなり賛成者が多いという結果になっております。

それから、世論調査は 30 ページから 34 ページになりますけれども、こちらでは数字については必ずしも聞いておりません。31 ページの図 13 でごらんいただきますと、一番左側のところに書いてございます。「現在の年金の給付水準を今後も維持すべきであり、そのためには、今後の保険料負担が相当重くなってもやむを得ない（保険料率は年収の約 23%）」というものは現行制度における給付水準維持方式を聞いたものでございますけれ

ども、これに対する賛成の方が18%いらっしゃいます。それに対しまして、給付や負担の調整の方法について直接は聞いておりませんが、一般論として保険料負担は重くなってもやむを得ないが、その上昇をなるべく抑えるために、給付水準もある程度引下げべきだという答えに賛成した方が46.7%です。これに対しまして、保険料水準を上げない結果給付水準が大幅に下がってもやむを得ない（給付水準は3～4割カット）という答えについて賛成下秘とは12%ということです。年代別に見ても、さすがにこういった意見に賛成する方は、若い方にもそれほどいないということでございます。

2番目の選択肢に対しては、高齢者は少しその分減っていますが、どの年代をとっても大体半分以上が賛成です。

5-1に戻りますが保険料の引上げ方についてどう考えるかということについては、不可欠あるいは前倒しをするべきという御意見があります。3ページにまいりますけれども、長期にわたって段階的に保険料を上げるとするのは、負担を現役世代に先送りすることになるのでよくないという御意見も出ております。これにつきましては、世論調査、有識者調査とも特に調査項目はございません。

それから、資料5-1の3ページの④でございますが、4番目にマクロ経済スライドについての論点でございますけれども、マクロ経済スライドを行うときのスライド調整率についてどう考えるかということでございます。これについては、まずマクロ経済スライドの適用には賛成する場合に、実績準拠法によるべきであるという意見と、将来見通し平均化法によるべきという意見の2つか出ております。

それから更に、長寿化、少子・高齢化、運用利回りの低下などへの対応もスライドに含めるべきではないかという御意見が出てございます。

有識者調査の16ページをごらんいただきますと、調整速度と、調整を行う具体的な方法について聞いております。調整のスピードにつきましては、まず一般論として、賃金上昇に伴う伸びを抑制し、緩やかに調整すべきという御意見が大多数となっております。

その次の17ページの間5に移っていただきます。この緩やかに調整していくべきだという方が全体の4分の3ぐらいであったわけですが、そういうお答えをいただいた方に対して、更にどのように調整をしたらいいと思えますかということで、実績準拠法と将来の分も前倒しして調整する将来見通し平均化法について聞いております。結果はほぼ同数で、実績準拠47.1%、それから前倒しについては51%ということございまして、ほぼ半々だと受けとめてございます。

それから、資料5-1に戻りますが、4ページにまいりまして、給付水準の下限について、調整をしていった場合に何らかの下限が必要ないかどうか。このという問題につきましては、当部会では給付水準が大幅に下がった場合は保険料も見直すべきである、または、何らかの基準で給付水準の下限を検討すべきであるという御意見がかなり当部会では多くなっています。

これにつきましては、有識者調査の18ページの間6をごらんいただきますと、下限を設けた方がいいという方が81%で圧倒的に多く、要らないという方が1割という結果になっております。

資料5-1に戻りますが、今度は改定率の下限についてでございます。マクロ経済スライドを採用してスライドに対する調整を加えますと、例えば物価がマイナスのときに更に踏み込んでマイナス改定するのか、あるいは物価上昇がプラスであっても、スライド調整をするとマイナスになってしまう場合にはマイナスにせず、名目年金額を下限として0%改定にとどめるべきではないのかといった議論があります。名目年金額下限型支持の意見、物価下限型支持の意見、あるいはいずれも問題だということで、より踏み込んでマイナス改定すべきであるという御意見も出ています。

これにつきまして有識者調査の間9、10でございますが、ここでは特に既裁定年金との関係を聞いております。まず間9からいきますと、現在受給している年金の取扱いについて、これまでどおりの水準を維持すべきという意見が13%、それに対しまして世代間の公平を考えて調整するべきだという意見が77.7%という結果になっております。間9で調整することについて賛成だといった77.7%の方々に、更に間10を聞いております。実際に調整する場合の方法につきまして、名目額は減らさずに徐々に水準を調整、これは実質的には名目額下限型を示唆しているわけですが、これに賛成の方が54%、それから更に踏み込み、名目額も徐々に、もしくは一気に減らして調整を行うやり方について賛成していらっしゃる方が34%という状況になっています。

それから、ちょっと前後いたしますけれども、資料5-1の5ページになりますが、既裁定者について一定の給付水準の調整を求めるということについて、どう考えるかということです。これについて当部会につきましては、既裁定年金についても調整するべきであるという御意見が大変多かったという印象を私どもも持っております。

それから、有識者調査における結果は先ほど御説明したとおりであります。21ページの間9ですけれども、既裁定についても踏み込むべきという賛成が77.7%ということです。

それから資料5-1では、更に既裁定の既に年金をもらっていらっしゃる方についての給付水準調整に関連いたしまして、公的年金等控除の見直しについてもやるべきであるという、これについても賛成意見が当部会でかなり出ております。

公的年金等控除については、有識者調査の23ページ、間の11でございまして、「見直すことに賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」という方が合わせて72%ということでございます。「見直すことに反対」という方が、14%で、年代別に見ましても、70歳以上の方であっても反対と言っている方は22%にとどまっています、既に受給されている方であっても、「どちらかといえば賛成」、「見直すことに賛成」の方は6割の数字でございます。

5-1に戻りますが、マクロ経済スライドの指標としては、何が適当と考えるかということについては、当部会ではまだ具体的な意見が各委員から出ていないという状況でございます。

6ページへまいりますが、基礎年金と報酬比例年金について、別個に給付水準の調整を行うことについてどう考えるか、つまり調整の仕方を一階部分と二階部分で変えることについてどう考えるかということでございます。これは当部会におきましては、基礎年金については、給付水準の調整はするべきではないという御意見、あるいは調整するべきだという御意見、それから調整する場合に2階部分とは別個調整すべきだという意見が出ており、ばらばらに分かれている状況でございます。

最後に、国庫負担の問題であります。6ページの最後でございますけれども、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについて、どのように考えるかという点でございます。2分の1に引上げるべきであるという御意見が多数でありまして、基本的には引上げ反対という御意見はないというふうに私どもは理解をいたしております。

それから、財源につきまして6ページ下の方でございます。消費税や年金税制の見直しで生じた分を充てるべきとする意見、あるいは間接税を用いるべきではないという御意見、それから国庫負担の引上げにつきまして、単純な2分の1ではなくて、低所得者や、過去期間分の債務の償却等に注目したらどうかという御意見、あるいは国庫負担の意義や財源の議論をした上での検討が必要といった御意見が出ているわけでありまして。

有識者調査におきましては、20ページの間8御覧いただきますと、基礎年金の国庫負担割合の引上げにつきましては、3分の1を維持することに賛成という方が12%、2分の1への引上げに賛成の方が77.3%という結果になっております。以上であります。

○宮島部会長

ありがとうございました。先ほど申しましたように、まだ給付と負担の各論の議論が全部終わっているというわけではございませんが、これまでの議論と意見書での御意見を中心に、今まで出た御意見を整理したものでございます。本日の資料には名前が入っていますが、今後、各論の議論が一渡り終わった段階では名前をとって、最終的に意見を集約していくことにいたします。今日のものはそういった性格の資料だと御理解いただければと思います。

いかがでございましょうか。これに対しては、書き方の要望はもちろんあるかとは思いますが。総務課長、今後この資料の取扱いについて、どんな考え方でいるのかご説明をお願いします。

○高橋総務課長

別の場にこれをそのまま持ち出して使うということはありません。まだ詳細は分かりませんが、来月の中旬ぐらいに親審議会の方で社会保障全体の給付と負担の在り方についての中間的な意見のとりまとめを行っていただきます。そのときに部会の方の状況を聞かれた場合に、こちらとしてもきちっとしたものをある程度整理しておかなければいけないと考えています。また、他にもいろいろなところで議論されていますので、年金部会としての意見を、ある程度お答えしていかなければいけないものですから、そのために整理をしておこうと考えたもの

です。

○宮島部会長

それは、少なくとも、まだこういった論点の整理でいいということですね。どうぞ小島委員。

○小島委員

2つほどございます。1ページの一番上に「給付水準維持」のところに私の意見がありますけれども、「また」以下のところで、「高齢者の医療費負担も増えていく」とありますが、これまで言っているのは、医療費にかかわらず、介護の費用、あるいは税負担なども増えていくということを想定して、給付水準は下げられないという趣旨でありますので、その辺は医療費だけということではなく、その他のことも付加していただければと思います。

それからもう一つ、これは5ページの真ん中ですが、⑦の既裁定年金の水準調整の問題で、既裁定年金について調整すべきという意見の中に、下から2つ目の「・」で私の意見も入っています。この整理の中に私の意見を入れるのはどうかと思います。ここで言っている意見の趣旨は、既裁定年金について、額を減らすとか、あるいは乗率を変えて一気に水準を引下げるべきというような趣旨ではなくて、既に年金を受給されている方の水準を見直しによって引下げることはできないだろうということです。基礎年金を導入したときの改正以来、1、2階とも給付水準を引下げていますが、20年ぐらいかけて行っています。あるいは当時、大正15年以前に生まれたの人については、給付水準については手をつけなかったということもありますので、既裁定年金の水準をもう一度カットするということは、まさに年金権の侵害になりますし、そんなことはできないだろうというふうに思いますので、スライドで調整するというのが一つの方法ではないかというふうに思っています。そういう意味では、私は年金受給者についての物価スライドを、可処分所得スライドに戻すということを前提にして考えるべきだと思います。現役の方の賃金がマイナスになれば、それが年金受給者の年金スライドに反映するという趣旨で述べたはずでありますので、少し整理をしていただければというふうに思います。

○宮島部会長

基本的な議論をしながら、基本論ではこれでよいが、具体論としてみると趣旨がずれるかという事だと思えます。そういう論点はほかにも幾つかあると思えますので、その点を気をつけたいと思えます。ほかに。渡辺委員どうぞ。

○渡辺委員

この整理の内容ではなく、資料5-1の6ページから7ページで国庫負担割合の2分の1への引上げの問題の御説明があったんですけれども、御報告も兼ねて申し上げておきたいことがあります。先週、社会保障審議会のメンバーの一部と政府の税制調査会のメンバーの一部との懇談会が初めてございまして、私もその一人として出させていただきました。そのときに税制調査会の石会長の方から、社会保障審議会では国庫負担2分の1につい

てどのような議論、あるいは前提となっているのかという御質問がありました。このメンバーでは翁委員と私が出ていましたが、私から、年金部会としては、2分の1を前提として議論が進んでいると私は認識していると発言いたしました。先ほども総務課長から御説明があったように、少なくとも2分の1への引上げに反対するといった意見がないという認識がございましたので、そのように発言いたしました。

更に石税調会長の方からは、改めてこういった合同会議をやっていこうという御提案があつて、社会保障審議会の貝塚会長の方からも同意される発言がありましたので、もちろん私が出るかどうかは別としましても、そういった意味からも、また2分の1の議論は出てくると思います。そこで発言してしまったものをいいですかというのもおかしいですが、御報告しておきます。

○宮島部会長

ありがとうございました。経済財政諮問会議の民間議員のペーパーの中には、この話は出て来ませんが、我々としては、ある程度はまとまった意見を用意しておかなければいけないと思います。最終的には、あるいは理念的には、別の姿が理想だけれども当面はこうであるべきだという意見もありますが、今のところ、少なくとも2分の1へ引上げることに対して、年金部会の中では反対論はないというふうに私も認識しております。それを実際どういう形で行うかという議論は、これは確かに税制論議の場での議論であるかもしれませんが、我々としても、それなりに意見をきちんと言っておく必要があると思います。

引上げ問題以外についても同様ですので、意見書は既にある程度事前に見ていただいていると思いますが、気になる点がございましたら、事務局の方にご連絡ください。要するに、これを今すぐ何かに使うということではなくて、今後これを基に各論の論点の整理を図っていくわけですが、その論点整理というのは、部会としての意見をまとめるための、いわば出発点になってきますので、この点はこういう形で修正してほしいという具体的御意見をいただければ大変ありがたいと考えております。

それから、今後でございますが、まだここで議論すべき点が幾つか残っておりまして、例えば企業年金のことについて、これまでほとんどここでは議論しておりません。企業年金というか、私的年金と言うべきでしょうか、これについては、次回にまとめて議論したいと思っています。そのほか、まだ年金制度の議論の中で残されている問題も若干あると思いますので、あと二回ぐらいかけて残った各論の議論を一とおり行い、その段階で、また改めて皆様方から意見書の提出をいただき、そこで次のステップである秋に向けての総括的な議論に入りたいと思います。

特に第3号被保険者や、短時間労働者のところは、基本的な評価も含めて意見が食い違っている点が多くて、事務局としても恐らく整理するのに大変苦慮すると思います。今日の次世代支援の話なども若干それに絡んでまいりますし、そういう点も含め、その際に総括的な意見書をいただきたいと思います。具体的な日程の件につきましてはまだはっきりしておりませんので、それはこれから追って調整させていただきます。次回以降の

ことに関して、何かありましたら。はい、どうぞ小島委員。

○小島委員

検討課題ということですが、遺族年金の在り方、それと障害年金については、ほとんど議論されていないと思います。これらについても、ぜひ落さずに議論すべきです。

○宮島部会長

分かりました。ほかに、総括的な議論をする前に、再度議論をさせてほしいという要望は何かございますでしょうか、大澤委員。

○大澤委員

ただいまの資料の5-1は今までどういう議論をしてきたかというまとめですから、入っていないのはある意味で当然なんですけれども、2ページ目の②将来の最終的な保険料水準についてどう考えるかということで、20%程度にすべきなのか、もっと低くすべきなのか、下回っても給付水準の維持は可能なのか、このようになっております。このときに、負担水準が重いか軽いかというようなことで議論がされているわけなんですけれども、暗黙のうちに、どのくらいの給付水準なのかということと絡めて議論はされていたと思います。その際は、例の片稼ぎ世帯の給付水準、代替率というのが念頭に置かれていて、経済財政諮問会議や、あるいは研究者の中で18%程度でよい、あるいは15%程度ぐらいで抑えるべきという意見もあるというのは、これも暗黙のうちに、それでも52%程度、あるいは45%が所得代替率を保障できるのならいいではないかという前提があると思います。山崎委員も私も、異なる世帯類型での所得代替率を示してくれと何度もお願いしてきまして、井手委員からの要望があって、この度初めて出していただいたわけです。つまり、ほかの世帯類型だったら、この程度の所得代替率になってしまう、それでも18%や15%と言い張れるのですかというような反論といえますか、事実を示していくということが必要なのではないかなと思いますので、そのあたりをひとつよろしくお願いします。

○宮島部会長

分かりました。先ほど言いましたように、国庫負担の問題については経済財政諮問会議のメッセージがはっきりしないところがあり、それが決まらない中で保険料の水準について議論を行うというのは少し難しいものがあります。ただ、今のお話のように、負担の上限についての議論は、給付と連動している話でありまして、それが先ほどのような世帯類型によって、幾つかのタイプに分かれるものですから、今日の追加資料で示してもらったものについても、今後議論を更に詰めるべき点が出てくると思います。そのほか、短時間労働者に対する話はまだ残っている点もございますので、企業年金の話で一回、もう一回は、これまでやってきた議論で残ってしまったものについて、きちんと各論として議論をしておきたいと思います。日程は今後考えていきたいと思います。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。それでは総務課長から。

○高橋総務課長

ただいま部会長からお話がありましたように、次回は企業年金などにつきまして御議論をいただきたいと考えております。開催日時については日程調整の上、改めて御連絡申し上げます。

それから、その後のお話も出ましたけれども、私どもの心づもりを申し上げますと、6月の下旬から7月上旬で、2回ぐらいかけて給付の各論、先ほど小島委員からお話のあった遺族・障害年金等についての問題も含めて、御議論いただきたいと考えております。

○宮島部会長

それではどうもありがとうございました。